

## デイサービス BASARA 重要事項説明書

令和6年6月1日現在

当施設は介護保険の指定を受けています  
(大分市指定 第4490100866号)

当施設はご契約者に対して地域密着型通所介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

### ◇◆目次◆◇

1.	施設経営法人	1
2.	施設の概要	1
3.	職員の配置状況	2
4.	当施設が提供するサービス	2
5.	ご利用料金	3
6.	利用の中止、変更、追加について	4
7.	通常の送迎の実施地域	4
8.	苦情の受付	4
9.	協力医療機関	4
10.	事故発生時の対応	4
11.	高齢者虐待防止	5
12.	身体拘束等の適正化	5
13.	非常災害対策	5
14.	業務継続計画の策定	5
13.	損害賠償	5
14.	サービス利用にあたっての留意事項	6

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 . . . 社会福祉法人 <sup>さんふう</sup> 参風会
- (2) 法人所在地 . . . 大分県大分市大字三芳 1305 番地の 1
- (3) 電話番号 . . . 097-545-8257
- (4) 代表者氏名 . . . 理事長 織部 哲也
- (5) 設立年月 . . . 平成 29 年 5 月 30 日

## 2. 施設の概要

- (1) 施設名称 . . . デイサービス <sup>バサラ</sup> BASARA
- (2) 施設所在地 . . . 大分市大字三芳 1305 番地の 1
- (3) 電話番号 . . . 097-547-8273
- (4) F A X 番号 . . . 097-545-8265
- (5) 管理者氏名 . . . 松浦 昭裕
- (6) 開設年月日 . . . 令和 1 年 11 月 1 日
- (7) 敷地面積 . . . 3,090.10 m<sup>2</sup>
- (8) 構造 . . . 鉄筋コンクリート造
- (9) 建築面積 . . . 1,121.11 m<sup>2</sup>
- (10) 利用定員 . . . 15 名
- (11) 営業日 . . . 月～土 (ただし 12/31～1/3 を除く)
- (12) 受付時間 . . . 8:30～17:30
- (13) サービス提供時間帯 . . . 9:30～16:30
- (14) 設備等概要

種類	室数	備考
食堂	1 室	
機能訓練室	1 室	
浴室	1 室	リフト浴室
脱衣室	1 室	トイレ有
静養室	1 室	2 床
相談室	1 室	
トイレ	2 室	車いす対応
送迎車	2 台	

### 3. 職員の配置状況

従業者の職種	常勤	非常勤	計	職務の内容・備考
1. 管理者	1名		1名	運営管理・業務管理
2. 生活相談員	1名		1名	生活相談・地域密着型通所介護計画の作成及び変更
3. 看護職員	1名	1名	1名	心身状況の把握・静養のための必要な措置・急変時の看護
4. 機能訓練指導員	1名	1名	1名	機能訓練
5. 介護職員	1名	1名	2名	日常生活介護
8. 事務員		1名	1名	事務

### 4. 当施設が提供するサービス

#### 介護保険給付対象サービス

種 類	種 類
計画書の作成	居宅介護支援事業者が作成したケアプランに基づき、ご利用者様の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成します。その内容についてご利用者様またはご家族様に対して説明を行い、同意を得ます。また、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
送 迎	自宅～事業所間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
食 事	食事の提供及び介助が必要なご利用者様に対して、介助を行います。また、嚥下困難者のためのきざみ職、流動食等の提供を行います。
入 浴	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
排 泄	排泄の介助、おむつ交換を行います。
更 衣	上着、下着の更衣の介助を行います。
機能訓練	ご利用者様の状態や能力、希望等に応じて機能訓練指導員が専門的知識に基づき、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練</li> <li>・ 器械、器具等を使用した訓練</li> <li>・ 集団的に行うレクリエーションや体操などを行います。</li> </ul>
健康管理	看護職員が健康管理を行います。
その他 (創作活動など)	ご利用者様の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

## 5. ご利用料金

### 【サービス利用料金】

お支払いいただく各サービスの利用料の単価は、別紙「サービス料金表」のとおりです。

ご利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額 1～3 割）と食事代、その他加算に係る自己負担額の合計金額をお支払いください。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

（※サービス利用料金は、利用者の要介護度及び負担割合に応じて異なります。）

#### (1) 介護保険の給付対象となるサービス

##### ①基本料金（6時間以上7時間未満の場合）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	6,780 円	8,010 円	9,250 円	10,490 円	11,720 円
自己負担額 1 割	678 円	801 円	925 円	1,049 円	1,172 円
自己負担額 2 割	1,356 円	1,602 円	1,904 円	2,098 円	2,344 円
自己負担額 3 割	2,034 円	2,403 円	2,775 円	3,147 円	3,516 円

##### ②加算（ご利用の状況、状態によって変わります。）

#### (2) その他の費用

##### ①食費・居住費（1日につき）

送迎代	実施区域外（1km あたり 20 円）
食事代	・ 1 回につき 650 円 ・ 夕食は希望により持ち帰り可で 1 食につき 700 円
おむつ代	実費
日用品等	実費

##### ②嗜好品代 実費

##### ③その他 希望者が参加されるレクリエーション、クラブ活動費用の材料費の実費 個人に必要な日常生活品、複写物など

##### ④介護保険給付支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、全額自己負担となります。

#### (3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1 か月ごとに計算しご請求いたします。翌月 15 日頃までに請求書をお送りしますので、27 日までに以下の方法にてお支払い下さい。

##### ① 金融機関口座からの引落

金融機関名	大分銀行 南支店
預金口座	7555017
口座名義	社会福祉法人参風会 理事長 織部 哲也

## 6. 利用の中止、変更、追加について

- ① 利用予定日の前に、ご利用者様の都合により、サービスの利用を中止又は変更して、もしくは新たなるサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者およびケアマネジャーに申し出てください。
- ② 利用予定日の前日（営業時間内 8:30～17:30）までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として当日の食費をお支払いいただきます。

## 7. 通常の送迎の実施地域 大分市全域

## 8. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 松浦 昭裕
- 
- 苦情受付窓口(担当者) 秦 富士香
- 受付時間 8:30～17:30
- 電話番号 097-547-8273

### (2) 行政機関その他苦情受付窓口

- 大分市役所 長寿福祉課  
電話番号 097-534-6111      /      受付日 毎週月曜日～金曜日
- 国民健康保険団体連合会  
電話番号 097-534-8470      /      受付日 毎週月曜日～金曜日
- 大分県社会福祉協議会  
電話番号 097-558-0300      /      受付日 毎週月曜日～金曜日

## 9. 協力医療機関

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより医師、救急隊、家族、ケアマネジャー等へ連絡し、必要な処置を講じます。また、下記協力病院を置き、緊急の場合は協力病院に連絡をして必要な措置を行います。

名 称	医療法人 凱風会 織部病院
所 在 地	〒870-0852 大分市田中町 10-3
電話番号	097-544-2377
診 療 科	内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、放射線科

## 10. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

## 11. 高齢者虐待防止

- (1) 施設では、利用者の人権の擁護・虐待の為に、必要な措置を講じます。
- (2) 施設では、研修等を通じて従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (3) 施設では、個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (4) 施設では、従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整え、従業者が利用者等の権利擁護に取り組めるよう努めます。

## 12. 身体拘束等の適正化

- (1) 施設では、ご入居者の身体拘束の適正化の為に、必要な措置を講じます。
- (2) 施設では、研修等を通じて従業者の身体拘束等の適正化における知識や技術の向上に努めます。
- (3) 施設では、個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (4) 施設では、従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整え、従業者がご入居者等における身体拘束等の適正化に取り組めるよう努めます。

## 13. 非常災害対策

- (1) 施設では、非常災害に備えて、消防計画・風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
- (2) 施設では、災害時に備え、自主防災組織との連携や広域相互応援体制の整備に努めます。
- (3) 防災設備 通報装置一式、スプリンクラー等
- (4) 防火責任者

## 14. 業務継続計画の策定

当施設では、感染症や非常災害の発生時において、ご入居者に対する施設サービス事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るために計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、事業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 15. 損害賠償

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。個人情報の保護に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌し、相当を認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 16. サービス利用にあたっての留意事項

当施設のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性・安全性を確保する為下記の事項をお守りください。

- (1) 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- (2) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (3) 施設内における他の利用者及び従業者に対する宗教活動・政治活動・営利活動はご遠慮ください。
- (4) 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、必要な措置を取ることができるものとします。  
ただし、その場合利用者のプライバシー等の保護について、十分は配慮を行います。

令和            年            月            日

地域密着型通所介護サービスに際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービス BASARA

職 名            生活相談員

説明者名            秦 富士香 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住 所            \_\_\_\_\_

氏 名            \_\_\_\_\_ ㊞

契約者代理人

住 所            \_\_\_\_\_

氏 名            \_\_\_\_\_ ㊞